



所得税・町県民税

申告相談を実施します

2月18日～3月15日 土を除く
受付時間：午前9時～午後3時30分
役場新庁舎 1階会議室 ※今年から申告会場が変わります。

◇ご都合のよい日にお越しください

期限内に申告をしましょう

所得税・町県民税の申告は、町県民税の税額計算だけではなく、国民健康保険税や介護保険料などの計算基礎になります。自身が国民健康保険や介護保険に加入していても、同じ世帯に加入しているかたがいる場合は、申告の内容によって、保険料などの軽減措置が受けられる場合があります。忘れずに申告をしましょう。

申告が必要なかた

平成31年1月1日現在、板倉町に在住しているかたで、次のいずれかに該当するかた
 ▼事業、農業、不動産、配当などの所得があったかた
 ▼給与収入が2千万円を超えるかた
 ▼給与収入・年金収入以外に所得があるかた
 ▼平成30年中に退職して、その後年末調整をしていないかた
 ▼23～64歳のかたで、無収入のかた（板倉町在住のかたの扶養に入っている場合は除きます）

▼医療費控除や生命保険料控除等を申告して、所得税の還付を受けたいかた
 ▼申告しなくてもよいかた
 ▼税務署で所得税の確定申告をするかた（e-Taxでの電子申告も含みます）
 ▼収入は給与のみで、給与支払報告書が勤務先から板倉町へ届くかた
 ▼収入は公的年金等のみで、年金支払額報告書が年金支払者から板倉町へ届くかた
 ▼申告に必要なもの
 ▼印鑑（スタンプ式は不可）
 ▼収入の分かる書類
 ・給与・年金等の源泉徴収票
 ・農業・営業等の収支内訳書
 ・配当金の支払通知書など
 ▼マイナンバーカード（カードをお持ちでないかたは、マイナンバーが分かる書類と本人確認書類をお持ちください）
 ■内線211・212

番号順で受け付けます



申告を受けるかたは、申告会場にある番号札をお取りください。申告受付は基本的に番号順に行います。（申告の内容や、呼び出し時の状況により、多少前後することがございます）

除等申告して、所得税の還付を受けたいかた
 ▼扶養しているかたがいる場合は、そのかたのマイナンバーが分かるもの
 ▼医療費の明細書
 ▼生命・地震等の保険料支払証明書
 ▼身体障害者手帳療育手帳等
 ※これらは一例です。申告が必要なのか、何を持参すればよいのか、ご不明な場合は、左記までご相談ください。
 【注意とお願い】
 ※現在、館林税務署からは原則的に確定申告用紙をお送りしていません。代わりに確定申告のお知らせがきをお送りしています。
 ※確定申告用紙が必要な場合は、館林税務署または役場戸籍税務課までお越しください。
 問合せ 住民税係

申告フローチャート

- ・簡易に判断する場合のフローチャートです。不明な点はお問い合わせください。
- ・年齢は平成31年1月1日現在です。
- ・納めすぎた所得税の還付を受ける場合は、下表にかかわらず確定申告が必要です。

